



島根県報

平成19年 7月24日 (火)

第 1,899 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定により産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付の対象等を定める告示	(廃 棄 物 対 策 課)	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	2
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	3
企業局訓令		
木都賀ダム操作規程の一部改正		3
三成ダム操作規程の一部改正		4

告 示

島根県告示第614号

補助金等交付規則第 3 条の規定により、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱(平成18年島根県告示第634号)は、廃止する。

平成19年 7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金

2 補助金の交付の目的

県内の事業者が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等に係る先進的、効果的な施設及び設備を県内で整備するために要する費用について補助金を交付し、もって産業廃棄物の循環的な利用を図るとともに、循環型産業の活性化を推進することを目的とする。

3 補助金の交付の対象となる者

次のいずれにも該当する事業者

- (1) 県内に事務所等を有すること。
- (2) 事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第 5 項第 2 号イからへまでの規定に該当しないこと。

4 補助金の交付の対象となる事業

次のいずれにも該当する事業

- (1) 県内で施設等を設置し、又は改造するものであること。
- (2) 施設等の技術、設計等が先進性を有するものであること。
- (3) 産業廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用についてその効果が期待できること。

- (4) 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。
- (5) 県内企業への波及効果が高いものであること。
- (6) 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されたものであること。
- (7) 廃棄物の処理又は処分を主たる目的とするものでないこと。

5 補助対象事業費

本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。）のうち知事が必要と認める額

6 補助金の額

1件当たり、補助対象事業費の2分の1以内、かつ、2,000万円以下の額（算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）

島根県告示第615号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成19年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
栗栖 泰郎	外科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成19年7月6日
坪島 顕司	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成19年7月6日
佐野 千晶	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成19年7月6日
佐藤 博	内科	医療法人沖繩徳洲会出雲 徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964-1	平成19年7月6日

島根県告示第616号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町波多495、飯石郡飯南町頓原2632内1・2632-2・2637-4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第617号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年 7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 加入区の名 称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の22に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名 称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の23に掲げる漁業の区分

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

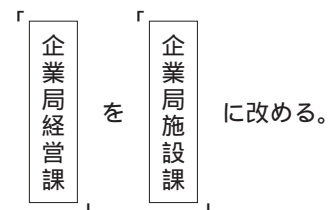
島根県公営企業訓令第1号

木都賀ダム操作規程(昭和52年島根県公営企業訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年 7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1中 「企業局経営課」を「企業局施設課」に改め、同表通信系統図中



附 則

この訓令は、平成19年 7月24日から施行する。

島根県公営企業訓令第2号

三成ダム操作規程(昭和53年島根県公営企業訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1を次のように改める。

別表第1(第14条、第19条及び第20条第4号関係)

欄	通 知 の 相 手 方		通知の方法	
	名 称	担 当 機 関 の 名 称	加入電話	防災行政無線
1	島根県知事	雲南県土整備事務所維持管理部管理グループ		
	奥出雲町長	奥出雲町役場総務課		
	雲南市長	雲南市役所総務部総務課		
	島根県雲南警察署長	雲南警察署地域課		
	雲南消防本部消防長	雲南消防本部消防署警防課		
	島根県企業局長	企業局施設課		
2	中国地方整備局長	出雲河川事務所河川管理課		x

附 則

この訓令は、平成19年7月24日から施行する。